



(財)財務会計基準機構会員



平成 23 年 11 月 1 日

各 位

会 社 名 東山フィルム株式会社
代表者名 代表取締役社長 松原 茂
(JASDAQ・コード番号:4244)
問合せ先 常務取締役管理本部長
兼財務部長 腰丸 敏雄
電話番号 052-736-2273

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年11月16日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更および全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) ②」において定義いたします。）の取得について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成23年9月21日付当社プレスリリース「エイチエフホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、エイチエフホールディングス株式会社（以下「エイチエフホールディングス」といいます。）は、平成23年8月9日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成23年9月20日に終了しております。本公開買付けの結果、エイチエフホールディングスは、平成23年9月28日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式3,690,402株（当社の総株主の議決権の数に対する割合：98.92%）を保有するに至っております。なお、当該割合の計算において、当社の総株主の議決権の数は、当社が平成23年8月10日に提出した第68期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）である37,306個に、単元未満株式に係る議決権の数（上記第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の単元未満株式300株から、平成23年6月30日現在の当社の保有する単元未満自己株式17株を控除した283株に係る議決権の数である2個）を加えて計算しております。

エイチエフホールディングスは、平成23年8月8日付エイチエフホールディングスのプレスリリース「東山フィルム株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社が長期的な競争力を強化し持続的な成長を実現するためには、より迅速かつ機動的な意思決定を遂行するとともに、弛まぬ技術革新競争をリードし、事業を拡大するための継続的な研究開発活動および積極的な投資実行、国内外市場への新商品の迅速な投入のための他企業とのアライアンスが必要であると判断したとのことです。この点を踏まえ、当社との間で平成23年6月より協議を重ねた結果、同月下旬、

今後も継続して当社の企業価値を向上させていくためには、当社がシティック・グループ（CITIC Group、中信集団、以下「シティック・グループ」といいます。）とより強固な提携関係を確立し信用補完をはかることにより、機動的かつ大規模な設備投資および資金調達を実現することが可能な体制を構築し、シティック・グループが国内外に有する広範囲なネットワークや事業展開に関するノウハウを活かしたアジア市場への展開を加速させるとともに、より機動的な経営戦略を実現するために簡素化された株主構成のもと、短期的な業績に左右されることなく、迅速な意思決定が行える体制を整備することが必要不可欠であると判断し、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社の非公開化を行うことが最善の方策であるとの結論に至ったとのことです。

当社としましても、平成23年8月8日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてご報告申しあげておりますとおり、エイチエフホールディングスから本公開買付けの打診を受けた後、エイチエフホールディングスとの間で協議・検討を重ね、第三者委員会を設置するなどして、慎重に検討してまいりました結果、エイチエフホールディングスと同様に、当社の競争力強化および持続的成長を実現するためには、当社の普通株式の非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣および従業員が丸となって変革に取り組む体制を構築し、シティック・グループによる信用補完のもと重要課題に対して機動的かつ柔軟に対処していくことが最善であり、当社の企業価値の向上に資するとの判断に至りました。

以上の理由により、当社は、当社臨時株主総会および本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、エイチエフホールディングスの完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、本議案の定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付いたします。なお、エイチエフホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社では、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をエイチエフホールディングスに売却すること、または会社法第234条第2項および第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に970円（本公開買付けにおける1株当たりの公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

「定款一部変更の件－1」は本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の

定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社定款第6条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当会社の発行可能株式総数は12,504,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当会社の発行可能株式総数は12,504,000株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は12,503,800株とし、第5条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)</u>の発行可能株式総数は200株とする。</p> <p style="text-align: center;">(A種種類株式)</p> <p><u>第5条の2</u> 当会社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>または、<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)<u>または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式数は、 100株とする。</p> <p>第 3 章 株主総会 (新 設)</p>	<p><u>余財産分配額と同額の残 余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の普通株式の 1 単元 の株式数は、100株とし、 <u>A種種類株式の 1 単元の 株式数は、1 株とする。</u></p> <p>第 3 章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p><u>第18条の 2 第14条、第15条、第16条 および第18条の規定は、 種類株主総会にこれを準 用する。</u></p> <p><u>2 第17条第 1 項の規定は会 社法第324条第 1 項の規 定による種類株主総会の 決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第17条第 2 項の規定は会 社法第324条第 2 項の規 定による種類株主総会の 決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件－2」は、「定款一部変更の件－1」でご説明申しあげております本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、第 1 号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式 0.0000344136株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、エイチエフホールディングス以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、ならびに本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力発生日は平成23年12月27日といたします。

(下線部分は変更部分を示します。)

第 1 号議案による変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u>

	<p>第5条の3 <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付する。</u></p>
--	--

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件－1」でご説明申し上げておりますとおり、当社としましては、当社の競争力強化および持続的成長を実現するためには、当社の普通株式の非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣および従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、シティック・グループによる信用補完のもと重要課題に対して機動的かつ柔軟に対処していくことが最善であり、当社の企業価値の向上に資するとの判断に至りました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案は、「定款一部変更の件－1」においてご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項ならびに「定款一部変更の件－1」および「定款一部変更の件－2」による変更後の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付するものいたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、エイチエフホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をエイチエフホールディングスに売却すること、または会社法第234条第2項および同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に970円（本公開買付けにおける1株当たりの公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条第1項ならびに「定款一部変更の件－1」および「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成23年12月27日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更の件－1」および「定款一部変更の件－2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、ならびに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件としてその効力が生じるものとしたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、平成23年11月16日から平成23年12月20日まで整理銘柄に指定された後、平成23年12月21日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

III. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本臨時株主総会および本種類株主総会の基準日設定公告	平成23年9月26日（月）
本臨時株主総会および本種類株主総会の基準日	平成23年10月11日（火）
本臨時株主総会および本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成23年11月1日（火）
本臨時株主総会および本種類株主総会の開催日	平成23年11月16日（水）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成23年11月16日（水）
当社普通株式のJASDAQにおける整理銘柄への指定	平成23年11月16日（水）
全部取得条件付普通株式の取得およびA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成23年11月17日（木）
当社普通株式のJASDAQにおける売買最終日	平成23年12月20日（火）
当社普通株式のJASDAQにおける上場廃止日	平成23年12月21日（水）
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の基準日	平成23年12月26日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の効力発生日	平成23年12月27日（火）
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成23年12月27日（火）

IV. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ. の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、平成23年3月24日に開示したコーポレートガバナンス報告書に記載したとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」として、「エイチエフホールディングスと取引を行う場合は、一般の取引と同様に適切な条件とすることを基本方針とし、取引の内容及び条件の妥当性等について取締役会で審議、その実施を決定し、少数株主の利益を害することのないよう対応いたします。」としています。

当社では、本公開買付けおよび本取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置として、平成23年8月8日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「2.（4）① 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載の通り、本取引に対する意見を表明するに際し、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性および客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成23年7月7日、独立した外部の有識者および当社の社外監査役によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会から得られる本取引に関する答申を最大限尊重することとした上で、本取引に対して当社取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、（I）本取引の目的は合理的か（当社の企業価値向上に資するかを含みます。）、

(Ⅱ) 本公開買付けにおける買付条件(公開買付価格を含みます。)の公正性が確保されているか、(Ⅲ) 本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、並びに(Ⅳ) (Ⅰ) から(Ⅲ)までのほか、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないか、を第三者委員会に対し諮問することを当社取締役会にて決議のうえ、第三者委員会へ諮問を行いました。当社取締役会は、第三者委員会から、平成23年8月8日付で、答申書(以下「本件答申書」といいます。)を取得しました。本件答申書の概要は以下の通りです(なお、以下では第三者委員会の答申書の記載をそのまま引用しており、本件取引は本取引を、貴社は当社を、本件公開買付けは本公開買付けを、本件非公開化取引は本取得をそれぞれ意味します。)

1 本件公開買付け及び本件非公開化取引の目的は合理的か(貴社の企業価値向上に資するかを含む。)

本件取引の目的として貴社及びエイチエフホールディングスより説明を受けた貴社非公開化の必要性・背景事情(貴社において長期的な競争力を強化し持続的な成長を実現するべく、より迅速かつ機動的な意思決定を遂行する必要性、貴社において主要製品市場における技術革新競争をリードし、また貴社事業を拡大するべく、継続的な研究開発活動及び積極的な投資を実行する必要性、貴社において国内外市場へ新商品を迅速に投入すべく、他企業とのアライアンスを確立する必要性等)及び貴社非公開化によるメリット(貴社がエイチエフホールディングス及び同社が属する企業集団(企業グループ)とより強固な提携関係を確立し、また信用補完を図ることにより、機動的かつ大規模な設備投資及び資金調達を実行できる体制が構築可能となること、非公開化により、機動的な経営戦略を実現するための迅速な意思決定が可能となる経営体制の構築が可能となること、短期的な業績の変化に左右されることなく、貴社の経営陣及び従業員が一丸となり必要な変革に取り組むことのできる体制の整備が可能となること、上場維持に伴うコストの削減が可能となること等)については、いずれも不合理なものとは認められず、本件公開買付け及び本件非公開化取引の実施は合理的な目的に基づくものと考えられます。

本件取引の目的は貴社の企業価値向上を目指したものであると言え、貴社においては、本件取引の相手方であるエイチエフホールディングスから提案を受けた貴社の今後の成長計画等を踏まえ、これらについて具体的な検討・評価を行った上で、貴社非公開化の必要性及びメリットの検討を行っております。そして、貴社及びエイチエフホールディングスから説明を受けた貴社の事業計画及び成長計画、また貴社非公開化後の経営・運営体制等については、いずれも不合理なものとは認められないことから、当第三者委員会としては、本件取引は貴社の企業価値向上に資するであろうと考えるものです。

2 本件公開買付けにおける買付条件(公開買付価格を含む。)の公正性が確保されているか

貴社は、本件公開買付けの買付条件、とりわけ公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、貴社株式価値算定のための独立の第三者算定機関を起用・選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定報告書を取得した上で、当該株式価値算定報告書を参考としています。その上で、当該第三者算定機関作成の株式価値算定報告書の結論に至る計算過程について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、また当該株式価値算定報告書を基礎として、貴社においても貴社非公開化の必要性及びメリット等を考慮した上で最終的に取締役会決議を予定している公開買付価格についても、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられることから、これら貴社における対応は、本件公開買付けの買付条件、とりわけ公開買付価格の公正性を確保し、またこれらに関する貴社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと思料致します。

また、本件非公開化取引における取得条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本件公開買付けにおける公開買付価格と同一の価格を基準として算定するとの説明を受けております。本件非公開化取引は、本件公開買付けの後、本件公開買付けに続けて行われることが予定されているもの(いわゆる二段階買収としての手続)であるところ、時間的に近接した両手続きにおける買付条件及び取得条件を同一のものとするについては、合理性が認められるものと考えられます。その上で、前記のとおり本件公開買付けの買付条件、とりわけ公開買付価格の公正性確保、またこれらに関する貴社の判断・意思決定の過程から恣意性を排除するための方法についてはいずれも合理性・相当性が認められると考えられることから、本件非公開化取引の取得条件に関してもその公正

性が確保されているものと思料致します。

なお、最終的に取締役会決議を予定している本件公開買付けにおける公開買付価格とは、当第三者委員会に提示された本件公開買付けに係る貴社プレスリリース最新版ドラフト（平成23年8月8日付けドラフト）に記載された公開買付価格（970円）を言います。

- 3 本件公開買付け及び本件非公開化取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか

貴社は本件公開買付け及び本件非公開化取引への対応を検討するに当たり、本件公開買付けの買付条件、とりわけ公開買付価格の公正性を確保すべく、貴社株式価値の算定を、貴社及びエイチエフホールディングスのいずれからも独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツFAS株式会社（以下、「デロイトトーマツFAS」と言います。）へ依頼した上で、所定の株式価値算定報告書（以下、「トーマツ算定」と言います。）を取得しています。また本件公開買付け及び本件非公開化取引に関する法的助言を得るべく、貴社及びエイチエフホールディングスのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任しています。さらに、貴社において本件公開買付け及び本件非公開化取引を検討するに際しては、貴社取締役のうち貴社との利益相反の可能性のあり得る者を審議・検討のメンバーから除外するとともに、かかる取締役について、本件公開買付け及び本件非公開化取引に関する決定を行う貴社取締役会の審議及び決議には参加させず、またこれらの者が意見することも差し控えさせるとのことです。

これらの点を含め、本件公開買付け及び本件非公開化取引の対応及び検討に向けた過程の中で、貴社株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本件公開買付けの買付条件、とりわけ公開買付価格の公正性の担保、また本件非公開化取引の取得条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられます。

- 4 上記1から3までのほか、本件公開買付け及び本件非公開化取引は貴社の少数株主にとって不利益なものではないか

上記1乃至3までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、当第三者委員会において、本件公開買付け及び本件非公開化取引が貴社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は特段見あたりません。

このほか、同プレスリリースの「2.（4）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。

当社取締役会は以上を踏まえ、慎重に検討、議論した上で、本取得が少数株主にとって不利益なものではないと判断しておりますので、本取得は上記指針に適合していると考えております。

なお、上記のとおり、当社は、本取引に対する意見の表明に先立ち、本公開買付け後に本取得が行われる予定であることを前提に、第三者委員会から意見書を取得しておりますので、本取得に際し、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。

以上